

第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画案の 前回からの変更点について

- (1) 4 ページ 「2 子ども・子育て支援制度の概要」
今年度開始された幼児・教育保育の無償化に対する給付制度である「子育てのための施設等利用給付」について、愛知県の指摘により、追記しました。
- (2) 5 ページ 「3 計画の位置付け」、6 ページ「計画の期間」
関連する計画として、「第2次長久手市子ども読書活動推進計画」を追記しました。
- (3) 4 5 ページ 「(4) 放課後の子どもの居場所づくり」
 - ・「放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）の拡充」について、一部表現を改めました（別紙）。
 - ・事業名「放課後子ども教室の拡充」を「放課後子ども教室の体制見直し」に変更し、内容を一部変更しました（別紙）。
- (4) 5 1 ページ 「子ども家庭総合支援拠点」について
内容の本文中に「虐待・DV等で生活支援が必要なケースの」を追記しました。
- (5) 5 5 ページ 「特別支援教育奨励費の支給」について
特別支援教育奨励費の支給については、教育基本計画では、貧困対策としていないことから削除しました（教育部から意見）。
- (6) 5 6 ページ 「子育て支援アプリの導入」について
内容の本文中に「○子育てに関する様々な情報の提供について検討していきます。」を追記しました。

(7) 68ページ 「(1) 就学前教育・保育」の量の見込みと提供体制について

1号認定において、市外の幼稚園を本市の児童が利用する場合や市内の幼稚園を市外の児童が利用する場合の数値を、まとめて計上していましたが、愛知県の指摘により、市外の幼稚園を本市の児童が利用する場合は、他市の施設の利用率として、市内の幼稚園を市外の児童が利用する場合は他市の子どもの利用希望数として別々に記載することとしました。

(8) 80ページ 「2 量の見込みと確保方策」

今年度開始の幼児教育・保育の無償化では、3歳児クラス以上の利用料が無償化される一方で、副食費を利用料と別に各施設が集めることとなりました。そのため、これまでの利用料より副食費の支払いが高くなる場合もあるため、保育園や認定こども園では、国や都道府県から支払われる給付費により副食費を負担することで、一定基準の児童の副食費を無料とすることとしました。ただし、新制度未移行の幼稚園はこの給付費の制度に当たらないため、保育園等と同程度の基準で、国や県の補助金を利用して、市が副食費を無料とする事業「実費徴収に掛かる補足給付を行う事業」について、愛知県の指摘により、量の見込みと提供体制、確保方策を追記しました。

※ 保育施設の利用定員の設定に関しては、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。令和2年度の利用定員の変更については、資料4を参照してください。

(9) 81ページ 「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について

今年度開始されました、幼児・教育保育の無償化による事業である「子育てのための施設等利用給付」について、愛知県の指摘により、本市の考え方を追記しました。

ページ	事業名	変更前	変更後	変更理由
45	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）の拡充	<p>○児童クラブについて、今後人口増加が見込まれる東小学校区では、今後整備する上郷児童館内に児童クラブを配置し、現在の上郷児童館からの移転に伴い、受入数を拡充します。</p> <p>○待機児童の解消の場としての適切な保育環境の提供に向けて、民間事業者を活用した児童クラブを整備します。</p> <p>○学童保育所について、継続的かつ安定的に事業を運営できるよう定期的に意見交換を行い、運営面での課題を共有し、解決します。</p>	<p>○児童クラブについて、今後人口増加が見込まれる東小学校区では、今後新築移転する上郷児童館内に児童クラブを配置し、現在の上郷児童館からの移転に伴い、受入数を拡充します。</p> <p>○待機児童の解消の場としての適切な保育環境の提供に向けて、民間事業者を活用した児童クラブを整備します。</p> <p>○学童保育所について、継続的かつ安定的に事業を運営できるよう定期的に意見交換を行い、運営面での課題を共有し、解決します。</p>	<p>上郷児童館は移転新築するため、表現を改める。</p>
45	放課後子ども教室の拡充 放課後子ども教室の体制見直し	<p>○現在未実施の2小学校について、開室を目指します。</p> <p>○事業本来の目的である、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動等の取組を促進します。</p> <p>○現在、一定の割合で預かり目的を理由に登録している利用者がいるため、アンケートで利用実態を把握し、中期的な視点で利用のルールを見直します。</p>	<p>○事業本来の目的である、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動等の取組を促進するため、学校と地域との連携・協働体制による運営も視野に入れながら、市民も交えて整理します。</p> <p>○現在、預かり目的を理由に登録している一定割合の利用者について、児童クラブや学童保育への統合化を図ります。</p>	<p>放課後子ども教室について、放課後児童健全育成事業との差別化あるいは統合化が課題となっている。このため、本来の目的である体験活動・交流活動による運営は、中長期的視点により、学校や地域との連携・協働体制を目指し、預かり目的による利用は放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育）での受入れとしていくなど、利用ルールの見直しが必要であると考えため、変更する。</p>